



第53号

令和2年5月

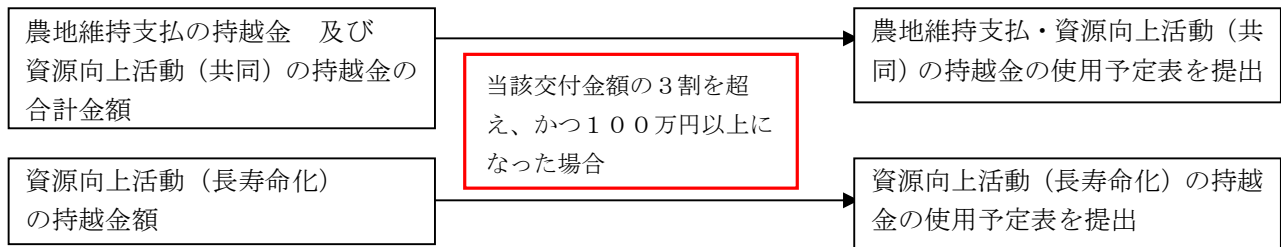
## 令和2年度 事業制度の改正について（周知）

令和2年度から多面的機能支払交付金制度が一部改正されます。改正の内容は、以下のとおりです。

### 1. 令和2年度実績報告時の交付金の精算、持越について

活動計画に基づき使用予定のある交付金については、持越が可能となっています。実施状況報告書には、その内容を必ず記載してください。その場合、**農地維持支払と資源向上活動（共同）の持越金の合計額、あるいは資源向上活動（長寿命化）の持越金が多額（当該交付金の3割を超え、かつ、100万円以上）であれば、令和2年度実施状況報告書（様式第1-8号）に別紙として持越金の使用予定表を作成して、市町村へ提出することになりました。**

又、実施期間終了年度末に、翌年度から新たな事業計画の認定を受ける場合、交付金の持越が可能となっていますが、**持越できる交付金は、実施期間の初年度の使用予定に基づくものに限られます。**



※使用予定表は、様式があります。（様式第1-8号 実施状況報告書 の別紙）  
必要な際は市町村の窓口までお問い合わせください。

### 2. 災害時には、交付金の融通が可能（第52号に記載）

災害時に十分な資金がない場合、別の組織から交付金の融通を受けることが可能となりました。

### 3. 資源向上活動「多面的機能の増進を図る活動」の拡充

**57医療・福祉との連携が57やすらぎ・福祉及び教育機能の活用**となり、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動も対象となります。

### 4. 安全管理対策について

すべての活動組織で、**機械の安全使用に関する研修**を活動期間中に1回以上実施して頂くことになりました。協議会では、草刈り機の安全使用に関する研修を本年度内に開催する予定としています。（開催時期は新型コロナウイルスの状況を勘案して決めたいと考えております。）

### 5. 加算措置の要件緩和

役員に女性が2名以上参画している場合、毎年度活動に参加する構成員の割合要件が、8割以上から6割以上に緩和されます。

農村協働力の深化に向けた活動への支援 田 400円/10a（交付金）

・ 構成員のうち、4割が非農家  
+  
・ 構成員の8割以上が参加する実践活動を毎年度行う

又は、

・ 構成員のうち、4割が非農家、かつ、**役員に女性を2名以上選任**  
+  
・ 構成員の**6割以上**が参加する実践活動を毎年度**2種以上それぞれ別の日**に行う

## 令和2年度 活動計画書の提出について

令和元年度で認定期間終了活動組織で引き続き活動を継続する活動組織(再認定活動組織)は、**令和2年6月30日までに**、認定申請書(等式第1-1号)、事業計画書(様式第1-2号)、活動計画書(様式第1-3号)の提出が必要です。また、転用等により対象農用地面積の増減がある場合にも活動計画書の提出が必要です。(変更が生じた時に提出)

なお、長寿命化(工事)の内容変更がある場合は、交付申請前又は、実施状況報告時に活動計画書を提出することとなっています。

### 活動組織からのQ&A

Q. コロナウイルスが蔓延するなか、人との接触を避けるように行政から指導を受けている。このようななか、構成員が集まったの多面的機能支払に関する活動の実施についてどう考えればよいか。

A. 可能であれば、自粛期間中は活動は避けて自粛期間後への活動の延期を検討する。  
(例: 共同活動で自粛期間の時期に花植えを計画していたが、秋ごろに実施する など)

また、自粛期間とは、国の非常事態宣言に示された期間であるが、県や市町村で自粛要請を示された場合は、いずれか長い期間を自粛期間とする。

自粛期間中に活動をする場合は、活動体制を工夫して実施する。

(例: 参加者数を抑制・分散させる、できるだけ屋外での作業にする、参加者間で距離を空ける、集まったの話合いを避け文書で連絡する など)

やむを得ず予定していた活動ができない場合は、活動期間内の後の年度に振り替えて行うこともできるが、持越金については実績報告時に例年の通りに翌年度の使途・予定時期を明らかにする必要がある。

別紙の『新型コロナウイルス感染拡大防止に係る多面的機能支払交付金の活動の取扱いについて』について詳しく記載がありますので、そちらも確認してみてください。

ご質問等は各市町村担当者又は下記にお願いします。また、協議会事務局に谷岡支援員、倉吉事務所に池口支援員が着任しました。御用の際は、事前にお電話をお願いします。

	問 合 先	電話番号
東 部	鳥取県農地・水保全課	0857-26-7334
	鳥取県東部農林事務所地域整備課	0857-20-3573
	水土里ネットとっとり(協議会事務局)	0857-38-9500
中 部	鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
	水土里ネットとっとり倉吉事務所	0858-47-0055
西 部	鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665
	水土里ネットとっとり米子事務所	0859-32-9710

鳥取県農地・水・環境保全協議会のホームページでも『ふぁーむらんど』を見ることができます。  
【鳥取県農地・水・環境保全協議会】で検索してみてください。

ホームページの  
アドレスです

